

議案第20号

調布市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月27日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

介護認定審査会委員の定数及び保険料率を改めるとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市介護保険条例の一部を改正する条例

調布市介護保険条例（平成12年調布市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「60人」を「90人」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条第1号中「3万5,400円」を「3万2,214円」に改め、同条第3号中「5万3,100円」を「4万8,852円」に改める。

第13条に次の1項を加える。

- 3 市長は、保険料の納付義務者が納期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、第1項に規定する延滞金額を減額し、又は免除することができる。

第15条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

附則第8条の6の次に次の1条を加える。

（令和6年度から令和8年度までにおける保険料率の特例）

第8条の7 令和6年度から令和8年度までにおいて第8条の規定を適用する場合においては、同条第1号中「3万2,214円」とあるのは「2万178円」と、同条第2号中「4万4,250円」とあるのは「3万4,338円」と、同条第3号中「4万8,852円」とあるのは「4万8,498円」とする。

附則第10条の見出し及び同条各号列記以外の部分中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

- 1 この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市介護保険条例第 8 条の規定は，令和 6 年度以後の年度分の保険料率に係るものについて適用し，同年度前の年度分の保険料率に係るものについては，なお従前の例による。